

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	第 3 回相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会		
事務局 (担当課)	高齢・障害者福祉課 電話042-707-7055 (直通)		
開催日時	令和5年2月1日(水) 午後1時30分～午後3時		
開催場所	相模原市立あじさい会館6階 第1展示室		
出席者	委員	6人(別紙のとおり)	
	その他	7人(オブザーバー2人、市関係課職員5人)	
	事務局	9人(市: 高齢・障害者福祉課長、他6人 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会: さがみはら成年後見・あんしんセンター所長、他1人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
議 題	議事 1 第二期相模原市成年後見制度利用促進基本計画の骨子案について 2 令和5年度の中核機関の取組について 3 その他 (1) 市民後見人選考及び成年後見人等候補者選定のための受任調整会議について (2) 後見人等における苦情解決について (3) 市民後見人活動における文書等の保管について (4) 「さがみはら 後見人の集い」の開催について		

## 議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

### 1 第二期相模原市成年後見制度利用促進基本計画の骨子案について

事務局から資料1、資料1-2、資料1-3に基づき説明を行った。

#### (志方委員)

優先して取り組む事項として、任意後見制度の利用促進とあるが、普及させる場合、多くの関係者と連携していく必要がある。どのように連携を図っていくのか。

#### (事務局)

公証役場や法務局等に働きかけ、任意後見制度の利用促進について検討する予定である。

#### (渋谷副会長)

任意後見制度の利用促進について、任意後見契約が締結されたにも関わらず、適切な時機に、任意後見監督人が選任されていない案件が散見される。

法務局との連携については、任意後見契約の締結情報を同局が保有しているため、当該情報を活用し、適切な支援につなげられることを期待する。

#### (玉手委員)

さがみはら成年後見・あんしんセンターの運営支援とは、同センターへの金銭的な支援なのか、運営面での支援なのか具体的なイメージを伺う。

また、成年後見制度利用支援事業の推進に関して、各高齢・障害者相談課等の理解促進についても併せて伺う。

#### (事務局)

同センターの運営支援については、金銭的な支援を行うとともに、日常生活自立支援事業から成年後見制度への効果的な移行など、市としても運営面での支援もしていきたいと考えている。

また、成年後見制度利用支援事業の推進については、現在も実施しているところだが、改めて相談に応じている担当課と意見交換しつつ、課題に対する共通認識を持ちながら、実務の向上など、より一層の権利擁護支援を進めていく。

### 2 令和5年度の中核機関の取組について

(1) 事務局から資料2に基づき説明を行った。

**(渡邊委員)**

権利擁護支援チームへの相談員派遣について。チームの形成支援や後方支援として、具体的にどういった支援を行うことを想定しているのか。

**(事務局)**

現在、成年後見制度利用促進事業を担当する非常勤の相談員は1名であるが、次年度については、もう1名増員する予定である。これまで来所や電話相談のみの対応となっていたが、相談員の増員により、自宅訪問やカンファレンスの場に赴くなど様々な場面での支援を想定している。

**(玉手委員)**

自宅訪問とあったが、相談員単独で権利擁護に関する支援ニーズを確認するのか、それとも権利擁護支援チームが確認をするのか。

**(事務局)**

基本的には、本人を支援する同チームがニーズを確認し、相談員は、後方支援することを想定している。

**(渋谷副会長)**

多様な機関とのネットワークの構築について、消費生活総合センターの明記があるが、その意図を伺う。

**(事務局)**

同センターが所管する、第2次相模原市消費生活基本計画に、成年後見制度の活用という内容が明記されている。

消費者被害の救済に係る一つ的手段として同制度があるため、ネットワークの構築を図っていく必要がある。

**(渡邊委員)**

多様な機関とのネットワーク構築については、金融機関の参画も重要だと考える。金融機関で後見人が必要と言われ申立てに至るケースが多いからだ。また、金融機関によっては、補助類型でも、後見同様、代理人以外の手続きを認めないなど、画一的、硬直的な対応になるなど問題もみられる。ネットワーク参画機関においても意思決定支援等の共通理解が必要だ。

**(志方委員)**

市民公開講座等を開催することで制度を知る人が増えたと思われるが、開催にあたっては、相談者への的確な対応ができたのか、ニーズを取りこぼすことなく実施できたのかなどにも留意して欲しい。また、相談内容等を数値化することで

傾向や真に必要な取組が把握できるため、分析を行って欲しい。

**(事務局)**

令和3年10月に中核機関を立ち上げてから、一般相談件数や中核機関の相談件数などを数値化しているため、分析を進めていく。

**3 その他**

- (1) 市民後見人選考及び成年後見人等候補者選定のための受任調整会議について事務局から資料3に基づき説明を行った。

**(澤畔委員)**

市民公開講座への参加者は、当事者本人が多いのか、その家族が多いのか。

**(事務局)**

市民公開講座への参加者は、大半が当事者本人である。

傾向としては、70、80代の方は、自身の将来に備えて参加しており、50、60代の方は、当事者本人のために家族として参加している。

**(渡邊委員)**

受任調整会議が、専門職団体も市民後見人候補者も選考するとなると、これまでの指標とは異なる、市民後見人が担うことが可能な案件の指標も必要となるのではないか。

**(事務局)**

先般、受任ガイドラインを作成したが、改めて市民後見人の負担を鑑みる。

- (2) 後見人等における苦情解決について事務局から資料4に基づき説明を行った。

- (3) 市民後見人活動における文書等の保管について事務局から資料5に基づき説明を行った。

- (4) 「さがみはら 後見人の集い」の開催について事務局から資料6に基づき説明を行った。

以 上

第3回相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議  
会委員出欠席名簿

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	前場 俊文	神奈川県弁護士会	会長	欠席
2	渋谷 健太郎	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部	副会長	出席
3	渡邊 幸子	一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部		出席
4	米山 智則	東京地方税理士会 相模原支部		出席
5	志方 洋一	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会		出席
6	玉手 邦明	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 基幹相談支援センター		出席
7	澤畔 正裕	医療法人社団徳寿会 中央地域包括支援センター		出席